

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

	規 則	ページ
○	北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化政策課】	1 7 5 1
○	北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化政策課】	1 7 5 2
○	北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則【市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化政策課】	1 7 5 3
○	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課】	1 7 5 6
○	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課】	1 7 5 7
○	北九州市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則【産業経済局事業部管理課】	1 7 5 8
教育委員会		
○	北九州市立図書館規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課】	1 7 5 9

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則

黒崎文化ホールについて、開館時間等を次のとおり定めることにしました。

1 開館時間

駐車場以外の部分	午前 9 時から午後 1 0 時まで
駐車場	午前 8 時から午後 1 1 時まで

2 使用料のうち規則で定めるもの

(1) 器具使用料

照明器具	特殊プロジェクター	1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 5, 0 0 0 円
舞台器具	ティンパニ	1 式につき 4 時間又はその端数ごとに 2, 6 5 0 円
	チャイム	1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 1, 7 0 0 円
	ドラ	1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 1, 2 0 0 円

(2) 駐車場使用料

駐車を開始したときから 6 0 分を超える時間について 1 台につき 3 0 分又はその端数ごとに 1 0 0 円

(3) 冷暖房設備使用料

大ホール	全部の冷暖房設備	3 0 分又はその端数ごとに 2, 4 0 0 円
	舞台の部分のみの冷暖房設備	3 0 分又はその端数ごとに 8 0 0 円
中ホール		3 0 分又はその端数ごとに 9 0 0 円

この規則は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行することとしました。

◇北九州市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

外国人登録法の廃止に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行することとしました。

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第60号

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例（平成22年北九州市条例第1号）の施行期日は、平成24年7月1日とする。

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第61号

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期
日を定める規則

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例（平成23年北九州市条例
第16号）第2条の規定の施行期日は、平成24年7月1日とする。

北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成24年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第62号

北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市芸術文化施設条例施行規則（平成15年北九州市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「及び設備使用料」を「、設備使用料及び駐車場使用料」に改め、同条中「劇場、音楽堂及び市民会館の器具使用料及び設備使用料」を「器具使用料、設備使用料及び駐車場使用料」に改める。

別表第1中

響ホール	午前9時から午後10時まで	を
門司市民会館		
若松市民会館		
八幡市民会館		
戸畑市民会館		
大手町練習場		

響ホール	午前9時から午後10時まで	に	
黒崎文化ホール	駐車場以外の部分		午前9時から午後10時まで
	駐車場		午前8時から午後11時まで
門司市民会館	午前9時から午後10時まで		
若松市民会館			
八幡市民会館			
戸畑市民会館			
大手町練習場			

改める。

別表第2中「器具及び設備」を「器具、設備及び駐車場」に改め、同表の市民会館の器具使用料の照明器具の項中

特殊照明効果レンズ	1個につき4時間又はその端数ごとに 100円	を
-----------	---------------------------	---

特殊照明効果レンズ	1 個につき 4 時間又はその端数ごとに 1 0 0 円	に
特殊プロジェクター	1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 5, 0 0 0 円	

改め、同表の市民会館の器具使用料の舞台器具の項中

大太鼓	1 個につき 4 時間又はその端数ごとに 5 0 0 円	を
-----	---------------------------------	---

大太鼓	1 個につき 4 時間又はその端数ごとに 5 0 0 円	に
ティンパニ	1 式につき 4 時間又はその端数ごとに 2, 6 5 0 円	
チャイム	1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 1, 7 0 0 円	
ドラ	1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 1, 2 0 0 円	

改め、同表の市民会館の項中

	浴場	1 槽につき 4 時間又はその端数ごとに 1, 0 0 0 円	を
--	----	------------------------------------	---

	浴場	1 槽につき 4 時間又はその端数ごとに 1, 0 0 0 円	に
駐車場 使用料	黒崎文化ホール	駐車を開始したときから 6 0 分を超え る時間について 1 台につき 3 0 分又は その端数ごとに 1 0 0 円	

改める。

別表第 3 の冷暖房設備のホールの項中

響ホール	大ホール	3 0 分又はその端数ごと に 2, 2 0 0 円	を
------	------	-------------------------------	---

響ホール	大ホール	3 0 分又はその端数ごと
------	------	---------------

			に 2, 200 円
黒崎文化ホール	大ホール	全部の冷暖房設備	30分又はその端数ごとに 2, 400 円
		舞台の部分のみの冷暖房設備	30分又はその端数ごとに 800 円
	中ホール		30分又はその端数ごとに 900 円

に

改める。

付 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第63号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成22年北九州市条例第4号）の施行期日は、平成24年7月1日とする。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第64号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成23年北九州市条例第20号）付則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成24年7月1日とする。

北九州市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第65号

北九州市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

北九州市自転車競走電話投票実施規則（昭和63年北九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「（加入申込者が外国人である場合は、登録原票記載事項証明書又は外国人登録証明書の写し）」を削る。

付 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

北九州市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月27日

北九州市教育委員会

委員長 川原 房 榮

北九州市教育委員会規則第4号

北九州市立図書館規則の一部を改正する規則

北九州市立図書館規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「図書資料」を「図書館資料」に改める。

第5条を次のように改める。

（館内利用）

第5条 図書館資料（書庫に保管するものに限る。）又は視聴覚資料を館内で利用しようとする者は、館長が定める方法により申し出なければならない。

第8条第2項及び第3項中「図書貸出申込書」を「図書館カード申込書」に改め、同条第4項中「図書資料の冊数」を「図書館資料の数」に改める。

第9条各号列記以外の部分及び第4号、第10条第1号及び第2号、第11条並びに第14条（見出しを含む。）中「図書資料」を「図書館資料」に改める。

第21条を第22条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条中「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（駐車場使用料）

第16条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。）別表第3の2 社会教育関係の表の図書館の駐車場使用料に係る教育委員会が定める額は、駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円とする。

別表中

中央図書館 門司図書館 若松図書館	午前9時30分から午後7時まで（日曜日、土曜日及び休日は、午	（1） 月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）
-------------------------	--------------------------------	-----------------------------

を

八幡図書館 戸畑図書館	前9時30分から午後 6時まで)	(2) 12月29日から 翌年の1月3日までの日 (3) 館内整理日
----------------	---------------------	--

中央図書館 門司図書館 若松図書館 八幡図書館 戸畑図書館	午前9時30分から午後 7時まで(日曜日、 土曜日及び休日は、午 前9時30分から午後 6時まで)	(1) 月曜日(その日が 休日に当たるときは、そ の翌日) (2) 12月29日から 翌年の1月3日までの日 (3) 館内整理日
八幡西 図書館	駐車場 以外の 部分	(1) 月曜日(その日が 休日に当たるときは、そ の翌日) (2) 12月29日から 翌年の1月3日までの日 (3) 館内整理日
	駐車場	12月29日から翌年の1 月3日までの日

に

改める。

付 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。